

令和6年第3回竜王町議会定例会（第2号）

令和6年9月4日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第2日）

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議第 5 7 号 | 令和6年度竜王町一般会計補正予算（第3号）の一部変更 |
| 日程第 2 | 議第 5 8 号 | 竜王町教育委員会委員の任命について |
| 日程第 3 | 議第 5 9 号 | 竜王町公平委員会委員の選任について |
| 日程第 4 | 議第 6 0 号 | 竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 5 | 議第 4 1 号 | 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議第 4 2 号 | 竜王町行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定
個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議第 4 3 号 | 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議第 4 4 号 | 令和6年度竜王町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 9 | 議第 4 5 号 | 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
補正予算（第2号） |
| 日程第 10 | 議第 4 6 号 | 令和6年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 11 | 議第 4 7 号 | 令和6年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 12 | 議第 4 8 号 | 令和6年度竜王町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 13 | 議第 4 9 号 | 令和5年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 14 | 議第 5 0 号 | 令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
歳入歳出決算認定について |
| 日程第 15 | 議第 5 1 号 | 令和5年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
歳入歳出決算認定について |
| 日程第 16 | 議第 5 2 号 | 令和5年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定
について |
| 日程第 17 | 議第 5 3 号 | 令和5年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて |
| 日程第 18 | 議第 5 4 号 | 令和5年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について |
| 日程第 19 | 議第 5 5 号 | 令和5年度竜王町水道事業会計決算認定について |

日程第 20 議第 56 号 令和 5 年度竜王町下水道事業会計決算認定について

2 会議に出席した議員（12名）

1 番	中 村 匡 希	2 番	三 宅 政 仁
3 番	若 井 政 彦	4 番	大 橋 裕 子
5 番	鎌 田 勝 治	6 番	橋 せつ子
7 番	澤 田 満 夫	8 番	磯 部 俊 男
9 番	内 山 英 作	10 番	森 島 芳 男
11 番	山 田 義 明	12 番	小 西 久 次

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	西田 秀治	教育委員会教育長	甲津 和寿
監 査 委 員	内山 英作	副 町 長	杼木 栄司
住 民 福 祉 主 監	川嶋 正明	産 業 建 設 主 監	井口 清幸
会 計 管 理 者	寺本 育美	総 務 課 長	町田 啓司
未 来 創 造 課 長	岩田 宏之	中 心 核 整 備 課 長	森 徳男
税 務 課 長	奥 敏和	生 活 安 全 課 長	富田 尚弘
住 民 課 長	臼井由美子	福 祉 課 長	中原 江理
健 康 推 進 課 長	野村 博嗣	自 立 支 援 課 長	小森久美子
農 業 振 興 課 長	中島 孝之	商 工 観 光 課 長	西村 忠晃
建 設 計 画 課 長	中西 政也	上 下 水 道 課 長	越智 裕彰
教 育 総 務 課 参 事	西村久美子	学 校 教 育 課 参 事	武久 明美
生 涯 学 習 課 長	山中 知樹		

5 職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長	寺嶋 要	書 記	井村奈緒美
-------------	------	-----	-------

開議 午後１時００分

○議長（小西久次） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は１２人であり
ます。よって、定足数に達しておりますので、これより令和６年第３回竜王町議
会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（小西久次） これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 １ 議第 ５ ７ 号 令和 ６ 年度竜王町一般会計補正予算（第 ３ 号）の一部変更

○議長（小西久次） 日程第 １ 議第 ５ ７ 号、令和 ６ 年度竜王町一般会計補正予算  
（第 ３ 号）の一部変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま上程いただきました議第 ５ ７ 号の議案について、提  
案理由を申し上げます。

議第 ５ ７ 号、令和 ６ 年度竜王町一般会計補正予算（第 ３ 号）の一部変更につ  
きましては、令和 ６ 年第 ３ 回臨時会において、令和 ６ 年度竜王町一般会計補正  
予算（第 ３ 号）による歳入歳出予算の補正として、臨時財政対策債の歳入 ９ ９  
万 ２, ０ ０ ０ 円を増額し、お認めいただいたところでございますが、本件は、  
地方債の借入れであることから、地方債の補正に係る条文等を議案書に規定す  
べきところ、本規定の記載が漏れていたことから、当該補正予算の一部を変更  
するものでございます。

本来、規定すべき内容の記載漏れにより、議決をいただきましたにもかかわ  
らず、改めて御審議いただくことになりましたことを深くおわび申し上げます  
とともに、同じ誤りを繰り返さないよう再発防止に努めてまいりますので、よ  
ろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小西久次） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

日程第 １ 議第 ５ ７ 号、令和 ６ 年度竜王町一般会計補正予算（第 ３ 号）の一部  
変更を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第1 議第57号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（小西久次）** 起立全員であります。よって、日程第1 議第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議第58号 竜王町教育委員会委員の任命について

日程第3 議第59号 竜王町公平委員会委員の選任について

日程第4 議第60号 竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（小西久次） 日程第2 議第58号、竜王町教育委員会委員の任命についてから日程第4 議第60号、竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま一括上程いただきました議第58号から議第60号までの各議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第58号、竜王町教育委員会委員の任命について、につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町教育委員会委員として御尽力いただいております今井安德氏は、令和6年9月30日をもって任期が満了いたします。つきましては、後任として中島 薫氏を任命いたしたく、提案申し上げるものでございます。

（個人情報のため、一部秘匿）なお、任期につきましては、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間でございます。

次に、議第59号、竜王町公平委員会委員の選任につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町公平委員会委員として御尽力いただいております古株利平氏は、令和6年9月30日をもって任期満了いたしますが、引き続き古株利平氏を選任いたしたく、提案申し上げるものでございます。

（個人情報のため、一部秘匿）なお、任期につきましては、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間でございます。

次に、議第60号、竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただいております村田芳洋氏は、令和6年9月30日をもって任期が満了いたしますが、引き続き村田芳洋氏を選任いたしたく、提案申し上げるものでございます。

（個人情報のため、一部秘匿）なお、任期は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間でございます。

以上、議第58号から議第60号までにつきまして提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小西久次） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより1議案ごとにお諮りいたします。

日程第2 議第58号、竜王町教育委員会委員の任命についてを議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第2 議第58号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第2 議第58号は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第3 議第59号、竜王町公平委員会委員の選任についてを議題として、

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第3 議第59号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第3 議第59号は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第4 議第60号、竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第4 議第60号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第4 議第60号は原案のとおり同意することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議第41号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例**

**○議長（小西久次）** 日程第5 議第41号、竜王町手数料徴収条例の一部を改正

する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第5 議第41号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（小西久次）** 起立全員であります。よって、日程第5 議第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 6 議第42号 竜王町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小西久次） 日程第6 議第42号、竜王町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、橘せつ子議員。

○6番（橘せつ子） 議第42号、竜王町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、国の法律が改正され、令和6年12月2日から健康保険証が廃止されることに伴い、福祉医療費受給券交付申請の手続等において、被保険者証の記載情報により確認を行っている医療保険給付関係情報を、マイナンバーにより確認できるようにするためのものであると言われています。

現に、マイナ保険証をつくって、また使われている方もありますので、頭ごな

しに反対するというものではありません。しかし、マイナ保険証の普及を促進するために、本来は、マイナンバーカードの取得は任意でもあるにもかかわらず、政府は、閣議決定で現行の健康保険証の廃止を決め、それを半ば強制的に進めようとされているように思います。

今でも、医療現場は、受付手続などでも混乱している状況があると言われてますし、多くの住民の中にも、現行の保険証がなくなることへの不安や心配が拭えません。マイナ保険証を持っていてもうまく使えなかったり、また、情報漏れが心配だとか、落とすと怖いので持ち歩けない等の声も聞いております。

そこで、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書が渡されるように聞いていますが、それは健康保険証との違いは何なのでしょう。また、資格確認書の有効期限はあるのでしょうか。また、マイナ保険証をつくったけれども、不安なので戻してほしいというふうな願いがあったときには、そういうふうなことは可能なのか、その辺もちょっとお聞きしたいです。

それから、今回の竜王町の福祉医療受給券の交付申請手続等の対象者に当たる方は、こどもや高齢者、障がいを持っている方々などです。マイナ保険証での対応に苦勞されているのではないかと思います。マイナ保険証を持っている方も、また持っていない方も、不利益を被らないようにできるだけ考慮して、対応していただけるかどうか、その辺のことについてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小西久次） 臼井住民課長。

○住民課長（臼井由美子） 橘せつ子議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

マイナ保険証への移行につきましては、令和6年12月2日をもって、紙の保険証の発行が廃止されるということになっております。

今、国民健康保険の被保険者の方につきましては、令和6年8月1日から1年間有効の被保険者証を郵送でお届けをさせていただいたところでございます。ですので、被保険者証につきましては、令和7年7月31日までは御使用いただくことができます。その後につきましては、資格確認書のほうを、マイナ保険証をお持ちでない方につきましては職権で交付をさせていただいて、同じように郵送でお送りをさせていただくこととなっております。

資格確認書の内容につきましては、保険証の情報が記載されておりまして、サイズにつきましても、今の保険証と同じサイズで交付をさせていただきますので、

資格確認書につきましても、混乱なくお使いいただけることと思っております。

また、資格確認書の有効期限につきましては、令和7年が初回の発行となりますけれども、1年間の有効とさせていただきます。また1年後には同じように、マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書のほうを郵送させていただくというようなスケジュールとなっております。

また、マイナ保険証の利用について御不安を抱えておられる方につきましては、戻してほしいというような御要望があった場合につきましては、役場の住民課のほうにお越しいただきましたら、保険証とのひもづけを解除させていただいて、改めて資格確認書のほうを交付させていただくということになっております。

最後に、弱者に対してもということでおっしゃいましたが、竜王町の住民課としましては、まずは紙の保険証の廃止に関しまして混乱が起きないように、広報やホームページで周知をしてまいりたいと思っておりますし、御不安を抱える方につきましては、そういった仕組みもあるということでしっかりとお伝えをさせていただきたいと思っております。

住民課のほうとしまして、事務にも今までと違う事務が発生いたしますけれども、職員にとっても混乱のないように、係内で情報共有を図りまして、しっかりと住民さんの御要望にお答えをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で、回答いたします。

○議長（小西久次） 橘議員。

○6番（橘せつ子） 本当に住民の間にも、やっぱり今の保険証がなくなるということに対してはすごく不安、心配がありますので、その辺のことは十分御承知おきいただきまして、どうかこれからの住民へのお知らせ、そういうようなものもしていただけるということです。これからもよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（小西久次） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第6 議第42号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第6 議第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 7 議第43号 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（小西久次） 日程第7 議第43号、竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第7 議第43号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第7 議第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議第44号 令和6年度竜王町一般会計補正予算（第4号）

○議長（小西久次） 日程第8 議第44号、令和6年度竜王町一般会計補正予算（第4号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は予算決算常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、日程第8 議第44号は予算決算常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 9 議第 4 5 号 令和 6 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
補正予算（第 2 号）**

○議長（小西久次） 日程第9 議第45号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題として、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。  
お諮りいたします。  
日程第9 議第45号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第9 議第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 0 議第 4 6 号 令和 6 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（小西久次） 日程第10 議第46号、令和6年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第１０ 議第４６号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第１０ 議第４６号は原
案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第１１ 議第４７号 令和６年度竜王町水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（小西久次） 日程第１１ 議第４７号、令和６年度竜王町水道事業会計補  
正予算（第１号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第１１ 議第４７号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求め  
ます。

〔賛成者起立〕

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第１１ 議第４７号は原  
案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第１２ 議第４８号 令和６年度竜王町下水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（小西久次） 日程第１２ 議第４８号、令和６年度竜王町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第１２ 議第４８号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第１２ 議第４８号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第１３ 議第４９号 令和５年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第１４ 議第５０号 令和５年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第１５ 議第５１号 令和５年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について

日程第１６ 議第５２号 令和５年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１７ 議第５３号 令和５年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１８ 議第５４号 令和５年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１９ 議第５５号 令和５年度竜王町水道事業会計決算認定について

日程第２０ 議第５６号 令和５年度竜王町下水道事業会計決算認定について

○議長（小西久次） 日程第１３ 議第４９号、令和５年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第２０ 議第５６号、令和５年度竜王町下水道事業

会計決算認定についてまでの８議案を一括議題として質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、日程第１３ 議第４９号から日程第２０ 議第５６号までの８議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（小西久次）** 御異議なしと認めます。よって、日程第１３ 議第４９号から日程第２０ 議第５６号までの８議案を予算決算常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

散会 午後１時３１分